会　議　開　催　案　内

令和8年度第2回宮古市国民健康保険運営協議会を、次のとおり開催します。

令和8年11月6日

宮古市国民健康保険運営協議会

1　開催日時

令和8年11月18日水曜日　午後1時30分から

2　開催場所

宮古市役所4階特別会議室

3　議題

（1）　令和8年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

4　傍聴定員

5名

5　傍聴の可否及び手続

（1）この会議は、傍聴することができます。

（2）傍聴希望者は、上記の開催時刻5分前までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。

（3）感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。

（4）開催時刻5分前を過ぎた場合は、入室できません。

（5）受付開始時刻は、午後1時15分です。

（6）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。

6　問い合わせ先

市民生活部総合窓口課国民健康保険係

電話0193-68-9075

傍 聴 要 領

宮古市国民健康保険運営協議会

1　傍聴する場合の手続

（1）会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻5分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市国民健康保険運営協議会の事務局の長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。

（2）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい受付を終了します。

（3）会議の開始予定時刻5分前を過ぎた場合は、入室できません。

2　会議の秩序の維持

（1）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

（2）傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

（1）会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。

（2）騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。

（3）会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。

（4）会場内において、宮古市国民健康保険運営協議会の事務局の長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

（5）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。